

# ○港区みなと新技術チャレンジ提案制度実施要綱

令和8年4月1日  
8港企D第8号

## (目的)

第1条 この要綱は、区が民間事業者等の持つ先端技術を活用し、行政及び地域課題の解決を図るため、民間事業者等と連携した実証実験の取組に必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「先端技術」とは、区の行政課題の解決に資する革新性のある製品又は技術であり、区が未導入又は導入初期段階にあるもので、MINATO イノベーション×パートナーズ(MIP)における「港区新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱（令和8年4月1日7港企新第878号）第2条に定める製品又はサービスをいう。

2 この要綱において、「実証実験」とは、先端技術の有効性、安全性、実現可能性及び導入効果を検証するために実施する取組をいう。

## (募集)

第3条 区長は、実証実験を希望する民間事業者等（以下「提案者」という。）を広く公募する。

## (募集する提案)

第4条 募集する提案は、区の行政又は地域課題の解決に資するとともに、実証実験後の実装又は継続的な活用が見込まれる取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する提案は、対象としない。

(1) 公序良俗に反する提案

(2) 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど行政の中立性を損なうおそれがある提案

(3) 社会的に問題視されており、区が実証実験をした場合に、その取組等を区が擁護し、又は容認していると誤解を生じるおそれがある提案

(4) その他区長が適当でないと認めた提案

## (提案者の要件)

第5条 提案者は、団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更

正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にある者

（3）国税又は地方税を滞納している者

（4）港区暴力団排除条例（平成 26 年港区条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体

（申込方法）

第 6 条 提案者は、区長が別に定める日までに、みなと新技術チャレンジ提案制度申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

（1）プロジェクト提案書（第 2 号様式）

（2）登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写し又は開業届の写し（個人事業主の場合に限る。）、若しくは教育機関その他の団体は団体の概要及び代表者を確認できる書類

（3）その他区長が必要と認める書類

（決定及び通知）

第 7 条 区長は、前条の申込書を受けたときは、当該申込に係る書類を審査するほか、必要に応じて現地調査等をし、行政又は地域課題の解決に資すると認めるときは、みなと新技術チャレンジ提案制度採択通知書（第 3 号様式）により、提案が不適当と認めるときは、みなと新技術チャレンジ提案制度不採択通知書（第 4 号様式）により、提案者に通知する。

（協定の締結及び区の負担）

第 8 条 採択された提案者は、区と別に協定を締結した上で実証実験を実施する。

2 区は、実証実験に要する提案者の経費のうち、区が負担する対象経費を別に定め、予算の範囲内において負担することができる。

（提案の変更申込）

第 9 条 前条第 1 項の規定により協定を締結した提案者は、協定締結後の事情の変更等により第 6 条の規定による申込内容を変更しようとする場合は、みなと新技術チャレンジ提案制度協定変更申込書（第 5 号様式）に必要な資料を添付して、区長に提出しなければならない。この場合において、当該申込に係る処分は第 7 条の規定を準用し、前条の協定書を変更する。

（実証実験の報告）

第 10 条 提案者は、実証実験実施期間の終了後 10 日以内に、みなと新技術チャレンジ提案制度実証実験報告書（第 6 号様式）（以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を

添えて区長に提出しなければならない。

- (1) プロジェクト報告書
- (2) 収支精算書及び収支精算明細書（第7号様式）
- (3) 経費根拠書類
- (4) その他区長が必要と認める書類  
（負担金の額の確定）

第11条 区長は、第8条第2項の負担額がある場合は、当該報告書の審査及び必要に応じ  
て行う現地調査等により、実証実験の内容が協定及びこれに付した条件に適合するかど  
うかを調査し適合すると認めたときは、負担金の額を確定の上、みなと新技術チャレン  
ジ提案制度における区負担金額確定通知書（第8号様式）により提案者へ通知する。

（負担金の請求及び交付）

第12条 提案者は、前条の規定による額の確定後に負担金の支払いを受けようとするとき  
は、請求書（第9号様式）により、区長に対して負担金を請求する。

## 2 交付規定

（協定の取消し等）

第13条 区長は、第8条第1項による協定の締結の後においても、事情の変更により必要  
が生じたときは、この協定を取り消し、又は協定の内容若しくはこれに付した条件を変  
更することができる。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合  
には、協定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提案を偽りその他不正の手段により協定を締結したとき
- (2) 協定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3) 実証実験を中止し、又は廃止したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき

（負担金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により協定の全部又は一部を取り消した場合において、当該  
取消しに係る負担金がある場合は、期限を定めてその返還を命ずる。

（違約加算金および延滞金）

第15条 第13条第2項第1号から2号の規定により協定の交付の決定の全部または一部  
の取消をした場合において、負担金の返還を命じたときは、提案者をしてその命令に係  
る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納  
付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パー  
セントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければなら

ない。

- 2 区長が提案者に対し負担金の返還を命じた場合において、当該提案者が定められた納期日までに納付しなかったときは、提案者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(関係書類の整理保管)

第 16 条 提案者は、実証実験に係る経理について収支の事実を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

- 2 提案者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付に係る年度の終了の日から 5 年間保存しなければならない。

(実証実験の公表)

第 17 条 区長は、実証実験の取組及びその結果等について、公表することができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区役所・デジタル改革担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。